

はじめに：腹ふくるるわざなれば…

①最近、目を引く記事があった。「五輪型変異株」である。

五輪期間中に海外から来日する関係者はおよそ10万人（参加選手1万5000人を含む）。それだけでも、感染拡大のリスクは高まるのに、もう一つ極めて深刻なリスクがある。「五輪型変異株」である。

②五輪では、関係者が世界各国から来日する。そのため、各地の変異株ウィルスが結集・拡散し、新たな変異株ウィルスを生み出す懸念がある。「五輪型変異株」（東京オリンピック型ウィルス）の誕生である（全国医師ユニオン代表上山直人さんのインタビュー。AERA 2021.5.31）。

③「五輪型変異株」は今まで類のないテールリスクである。テールリスクとは「起きる確率は非常に低くとも、起きれば巨大な損害をもたらすリスク」をいう（本稿（9）3③参照）。しかも、ウイルスの変異の速さ、来日関係者数の多さ、開催期間、実効的感染予防措置の難しさ、酷暑の季節などを考えると、五輪型変異株のリスクは現実的である。

だが、政府は、そのリスクを無視するだろう。不都合な情報にはフタをして目をつぶるのが、今までのパターンだから。

④その代わりに（？）、最近「五輪を中止すれば、巨額の賠償金を負う」との風説が政界やメディアから頻繁に流れる。あたかも「だから五輪は中止できない」といわんばかりである。気に入らない。日本側が賠償金を負うかについては、有力な反論も多く、争点も反撃手段（=選択肢）も数多い。

⑤兼好法師もいよいよ「おぼしき事いわぬは、腹ふくるるわざ」である（徒然草19段）。長年国際交渉に携わってきた身として、こんな風説を見過ごすのは腹ふくるるわざである。ストレスになる。

⑥しかし、事態はどんどん進んでいく。これ以上調べていては、タイミングを失する。本稿で引用する情報は一応チェックしているが、確証をとる時間的余裕もなく、また、体力もない（本稿1②（注）参照）。やむなく見切り発車する次第。年に免じて、読者の皆さんに許し

を請う。

1 五輪を中止すれば巨額の賠償金を負うか？

①IOCは盛んに強行開催論を繰り返す。大手の新聞でさえ「巨額の賠償金負担か？」のニュースを流す。

ネットでは、賠償金 2000 億円とか 5000 億円とかの噂が一人歩する。どれも、暗黙のうちに、日本側が負けを前提とした話。いつもの白旗主義である。

②五輪開催都市契約（五輪契約）は、全 87 条、和訳は 81 ページもある。その他にも分厚い付属文書がある。（日本側が）賠償金を負うか否かの詳しい調査は、とても 1 人の手には負えない。

（注）本件争訟の全体像を理解するためには、最低限、スイスにおける仲裁手続きと、日本における強制執行手続きの法律と実務を知る必要がある。ところが、これは一筋縄ではいかない。スイスの法律事務所と日本の法律事務所の弁護士数十人(?)が、数ヶ月調査しなければ、その全容は描けない。

なお、米国判決の欧州での執行についての極めて簡単な調査例として、「冬のパリにて」が参考になる（「追想世界ビジネス紀行」 6 月 15 日掲載予定）

③IOC(国際オリンピック委員会)と聞くと国際機関のような気がするが、スイス法に基づく非政府組織の非営利団体(NGO&NPO)に過ぎない。放映権料販売とスポンサーシップ収入が主な収入源である。

IOC は、過去にも金にまつわるスキャンダルを繰り返した。その商業主義と王侯並み(?)特権主義は、再三批判の的になった。日本で流れている IOC(国際オリンピック委員会)のイメージは虚像である。IOC 性善説は虚構である。

④たしかに、五輪契約では、不可抗力(パンデミック)の場合でも、日本側は五輪を中止する権利はなく、「日本側が中止すれば賠償金を支払わなければならない」と一見読める。

だが、少し掘り下げで見ると、全く違った様相が見えてくる。IOC もアキレス腱を抱え、簡単に賠償金を取れるわけではない（後述 5 参照）。いや、実際に IOC が巨額の賠償金を得るのはきわめて困難である。

⑤ところが、賠償額の話が一人歩きをしている。最も得をするのは誰か？ IOC である。

「巨額の賠償金」のストーリーが流れれば流れるほど、IOC は五輪を強行しやすくなる。

仮に、中止になっても、巨額の賠償金を得ることができる。
日本側に戦う気がないから、こういう事になる。

2 国際争訟のリアル：3つの交渉観

①ここで、一旦立ち止まって、対立を嫌う日本人の心理的特徴について考えてみる。

巨額の賠償金という実体のない言葉におびえ、戦わずして白旗を掲げる事自体、日本的な、あまり日本的な反応である。この点の自覚なしに、国際争訟を勝つすべはない。自己を知り相手方を知らずして、争うのは無知の極みである。

②国際交渉については、(1) 有和的交渉観 (2) 闘争的交渉観 (3) ゲーム的交渉観 の3つの考え方がある。

考え方の違いにより、紛争の捉え方も、全体像の描き方も、相手方への対抗手段も大幅に違ってくる。

③有和的交渉観とは？

交渉における対立を嫌い、何とか相手をなだめようとする。「ここは譲れない」という最後の一線がはっきりしない。そのためズルズルと妥協してしまう。交渉を主導する意識に欠け、受け身のまま状況に反応する。相手の予想外の反撃(=不意打ち)を読めず、総崩れとなる。日本の交渉がその典型である。

(注) 実は、日本にははっきりした交渉観などない。単に状況に流されていくだけ。コストや時期や将来の予測や偶発事を考慮した上で、「これは絶対にゆずれない」というギリギリの一線はない。ムードと情緒に流され、「どうしても開催したい、いや絶対に五輪を開催する」といううぶな思いにとらわれて交渉する。論理のたがはずれている。

④闘争的交渉観とは？

交渉には利害の対立が必然と考え、相手に圧力(ときには恫喝)を加え、自らの利益を追求する。相手側に理があろうとなかろうとお構いなし。「言葉による恫喝に怯えた方が負け」と考える。主張するのはただである。「ダメでもともと」である。欧米の交渉者に多い。ただ、闘争的交渉観では、自分中心に情勢を判断しがちである。視野が狭いのが問題。

⑤ゲーム的交渉観とは？

ちょうどゲームをするように、「交渉はマネーの争奪戦」と割り切り、感情を抑え、冷静に利害打算をする。常識外の発想で相手に圧力をかけ、不意打ちを加え、譲歩を引き出す。彼らは、違法にならない限り、仁義なき戦いをいとわない。その覚悟と冷徹さをもつ。国際派の比較的若手の交渉者が多い。

3 スイスという戦場 日本という戦場

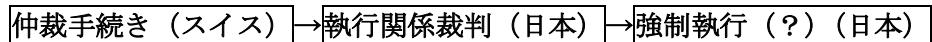
①日本が五輪を中止して、IOCが賠償金を要求した場合、それを争うには2つの戦場がある。スイスでの仲裁と日本での裁判である。

当事者で紛争が生じた場合、スイスでの仲裁手続きに付すと定められている（五輪契約 87 条）したがって、最初の戦場はスイスになる。

②メディアでは「五輪契約は日本側の五輪中止は認めていないから、日本は巨額の賠償金を負う」という論調が多い。

しかし「契約がこうこうだから日本側は敗ける」というほど、国際争訟は単純ではない。勝敗の行方はスイスの仲裁判断だけでは決まらない。日本での裁判が決定的に重要である。

③仮にスイスの仲裁で日本側が負けても、直ちに賠償金を支払う必要はない。勝訴の仲裁判断も、IOCにとってまだ絵に描いた餅に過ぎない。IOCは、仲裁判断を実行するため、その後、日本の裁判で「仲裁判断を強制執行をする許可」を得なければならない。



④日本側が賠償金の支払いを拒否し、かつ、賠償金相当の財産をスイスに有しなければ、IOCは日本で仲裁判断を強制執行するほかない。

そのために、IOCは、「執行許可の裁判」を求めて日本の裁判所に申し立てをする必要がある。日本側がこれを争うのは当然だが、日本側も別に「仲裁判断の取り消し」を求めて、裁判所に取り消しの申し立てをすることができる。

いずれの場合も、日本の公序良俗に反すると裁判所が判断すれば、スイスの仲裁判断は日本で執行できない。

⑤日本側にとって最大の武器は、仲裁判断の不当性を争い、日本での裁判で徹底抗戦する事。日本という戦場で、日本法の手続で、日本語で、日本の裁判で争うことである。

4 スイスでの仲裁の戦い方

① スイスで仲裁手続きを戦う場合も、日本のメディアに流れるほど、日本側が不利なわけではない。「履行困難」と「不可抗力による免責」を主張する合理的な根拠がある。

以下は、「わたしならこう主張する、このように争う」というポイントである。

②履行困難 (hardship)

・メディアに流れる風説とは異なり、五輪開催をすることが困難な場合、日本側は変更を求めることができる（五輪契約 71 条）。ただし、変更を認めるかどうかは、IOC がその裁量で判断する。

・この条項からは、変更を認めるかどうか IOC に完全な裁量があるよう見える。だが、契約では、よくある様に、「IOC 唯一かつ完全な裁量 (sole and absolute discretion) をもつ」という規定の仕方をしていない。

つまり、IOC の裁量は、全く自由な裁量ではなく「合理的な裁量の枠がはめられている」と主張する十分な根拠がある。

・従って、日本側がまずすべきことは、パンデミックを理由として五輪中止/延期を申し入れる事である。IOC が変更を拒否したときは、「裁量権の濫用」を主張して戦う。

③不可抗力 (66 条参照)

・もう一つ有力な反論は不可抗力である。

「不可抗力」とは、人の力では支配できない自然現象や社会現象をいう。洪水、台風、地震、戦争、伝染病などが典型的な例である。

・不可抗力による場合、債務者は不履行の責任を負わない。日本側は賠償金の支払いを免がれる。「パンデミックは不可抗力である」との主張は、十分説得力がある。

・通常の国際契約であれば、不可抗力の見出しの下に、独立の条項を設ける。例えば「当事者の合理的な支配を超える事情 (=不可抗力) により、当事者が契約を履行できなかった場合、その責任を問われない」とする。

(注) ところが、五輪契約では「契約の解除条項」の中に、IOC だけが契約を解除できるという異例の規定になっている。条文の見出しへ「IOC による解除」だが、その実質は不可抗力による解除にあたる。

・この様に、五輪契約は IOC による解除は定めているものの、不可抗力を理由とする免責に

については沈黙している。だが、「定めがないから日本側は賠償責任を負う」とはストレートにはいえない。

むしろ、契約に定めがないのだから「日本側が賠償責任を負うか否かはスイス法(準拠法)の一般規定に従って定まる」と主張するほうが論理的である。

(注)そのためには、勿論、スイス民法の規定/判例の事前調査が必要である。

なお、通常の国際契約には、唯一契約条項(または全体契約条項)が入る。これは「この書面の契約書以外には、当事者間の合意は一切存在しない」という趣旨の条項である。ざっと見た限りでは、五輪契約中にこれに類する条項は存在しない。唯一契約条項がない事は、日本側が一般規定の適用を主張する一つの根拠となる。

④このほかにも「事情変更の原則」の主張も考慮すべき争点である。

また、仲裁判断は必ずしも厳格な法解釈だけで判断するわけではなく、「衡平と善」を旨として、具体的正義を考慮するといわれている。

要するに、日本側はスイスで争う有力な根拠がある。はじめから白旗を掲げるのは思考停止である。

5 日本での裁判の戦い方

①繰り返しになるが、IOCがスイスの仲裁手続きに勝ったとしても、実際に賠償金を手に入れるまでには多くの障害がある。

日本側がスイスと日本の両戦場で徹底的に争えば、多数当事者、金額の大きさ、論点の複雑さなど考慮すると、両国での法的手続きが終わるまでに、最低でも5~6年(またはそれ以上)かかるのではないか。

日本での執行関係裁判に巻き込まれるのは、IOCにとって悪夢である。

②日本側の裁判の抗戦のポイントは以下の通り。

(1) 強制執行関連裁判には、「執行許可の裁判」のほかに、「仲裁判断の取り消し」を求める裁判も可能。これらの裁判では、仲裁手続きでの論点を争うほか、「パンデミックで五輪を中止をしたのに、巨額の賠償金を負うのは、日本の公序良俗に反する」と、スイスの仲裁判断の不当性を争う。この主張は、いわばウルトラ C。IOCにとっては全くの不意打ちとなろう。

(2) IOCが日本オリンピック委員会に対し強制執行しようと思っても、委員会には巨額の賠償金を支払う資産があるわけではない。基本財産はわずか10億円。それなら、

いざとなったら破産・解散すればよい(というより、いずれ破産するだろう)。

実際、国際争訟の現場では、破産・解散はママある話である。IOCにすれば、最後の詰めの段階でのどんぐり返しである。賠償債の不良債権化である。

(注) 解散・破産も辞さないという威勢を示して、相手を再交渉に追い込む。これこそゲーム的交渉観の真骨頂である。

③IOCは果たして東京都を訴えるか？　訴えた場合の政治的・社会的・国際的影響は極めて大きい。今でさえ候補都市の減少に悩んでいるのに、五輪開催都市を訴えては、将来立候補する都市は激減するだろう。

この問題は単なる法的紛争の処理にとどまらず、IOCの将来とバッハ会長体制をかけた
酸鼻さんびな闘いとなる。

IOCはこの賭けをあえて打つか？　わたしの予想はNo！おそらく、IOCは日本との再交渉をへて、和解する道を選ぶ。

6 再交渉のシナリオ

①すべての争訟は、いつでも、どの段階でも再交渉が可能である。

争訟の現場では、勝訴または敗訴判決の後であっても、再交渉をする例はザラである。

それは勝訴側も、外国（相手国）での債権回収にまつわる不毛な戦いを避けたいからである。

②日本側が徹底抗戦すればするほど、再交渉と和解のチャンスも増え、賠償額は低くなる。

この結果、桁違いに低い賠償金での話し合いと和解ができる可能性がかなり高い。

逆に、弱腰で臨めば臨むほど、足元を見透かされ、相手はかさにかかって攻めてくる。

戦わずして、再交渉もない。（賠償額の大幅な減額による）和解もない。宥和的アプローチは捨てなければならない。

③節目節目で再交渉のチャンスが間違ひなくある。

仲裁中の再交渉も、裁判中の再交渉も十分ありうる。いや、これだけの問題になると、仲裁裁判所も日本の裁判所も、むしろ積極的に話し合いと和解を仲介するだろう。

④ 従って、政府には以下の選択肢がある。

(1) テールリスクをかえりみず、五輪を強行する。

- (2) 五輪を中止し、戦いを避けて IOC に相当額の賠償金を支払う。
- (3) 五輪は中止したうえ、スイスと日本で徹底抗戦する。そのうえで、再交渉で賠償金を限りなく低減する。

⑤この選択肢のうち、(1) は国民の命と健康をリスクにさらすし、(2) は国民が知らないうちに税金が投入される。わたしは (3) が最善と考える。

しかし、残念だが五輪強行策が最もありそうである。五輪強行は策というより、無為無策。テールリスクの虎の尾を踏んで、危険にさらされるのは国民である。

それでいいのか？ いやはや！